

英 国 に お け る 教 育

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 035 (OCT.17,1991)

- 1 はじめに
- 2 義務教育機関
- 3 義務教育後の教育
- 4 教育に関する研究
- 5 教育における外国との結びつき
- 6 ユース・サービス

目 次

1	はじめに	1
1)	政策	1
	●最近の改革	2
	●教育と産業の結びつき	3
2)	行政	4
3)	財政	5
2	義務教育機関	7
1)	学校管理	7
2)	保育園及び小学校	9
3)	セカンダリー・スクール	9
4)	独立学校	10
5)	特殊教育	11
6)	教員	11
7)	カリキュラム	11
8)	技術教育及び職業教育イニシアティブ	13
9)	コンピュータ教育	14
10)	英国科学技術学校	14
11)	学校における宗教教育及び礼拝	14
12)	試験	15
13)	成績の記録	17
14)	教育の標準	17
15)	その他の教育援助	17
16)	職業教育及び職業相談	16
17)	生徒の健康及び福祉	16
3	義務教育後の教育	19
1)	学生	21
2)	大学	21
	●オープン・ユニバーシティ	24
3)	ポリテクニック及びその他の機関	24
4)	全国学位審議会	25
5)	全国職業資格審議会	25
6)	その他の資格試験団体	25
7)	教員養成	26
8)	成人教育と生涯教育	27
9)	教育の方法	28

4 教育に関する研究	29
5 教育における外国との結びつき	30
1) 英国の外国人留学生	30
2) 外国語としての英語	31
3) 教育に関する国際交流	32
6 ユース・サービス	33
1) ユース・ワーカー	34
2) 青少年に関するその他の組織	34
3) 青少年によるボランティア活動	35

英國における教育： Education in Britain

1 はじめに

英國における教育の目標は、すべての年齢層において個々の能力を伸ばすことであり、それはその本人のみならず社会全体の利益となる。義務教育は5才から16才までであるが、5才以下の子供達に対しても教育が与えられ、また多くの生徒達が16才を過ぎても学校に残る。義務教育後も、主に大学、ポリテクニック、その他の高等教育機関において、学問的・職業的教育、生涯教育といった広範で柔軟な教育の機会が用意されている。

英國における教育は、長い間の改革を経て形成されてきたが、1945年以降の時期に特に目だった発展を見た。すなわち、生徒数の急激な増加、高等教育・継続教育の膨張（注）、そして経費の増大である。改革は進行中であるが、近年、実質的な出生率の低下と公共支出を抑える政府の政策により、財源の有効な利用に関する再検討と、学校統合の動きが見受けられる。

（注）「高等教育」（higher education）、「継続教育」（further education）という語句にはさまざまな解釈があるが、1988年の「教育改革法」によると次のように定義されている。「高等教育」は教育機関における上級課程であり、広義ではこの上級課程は G C E (General Certificate of Education: 普通教育修了試験) の A レベル (Advanced level) もしくはそれに相当する水準以上を指す。他方「継続教育」は、高等教育以外の義務教育後の課程である。

1) 政策

政府の教育政策における最も重要な目標として、すべてのレベルにおける能力水準を高めること、父兄の選択肢を増やすこと、継続教育・高等教育が一層経済的ニーズを受け入れかつそれに応えるようにすること、そして教育に投資された資源から最大の成果を得ること、があげられる。

義務教育機関では、学校管理の改善、生徒が将来社会人として必要な資質や技術を身につけ情報化時代の中で働くための広範でバランスのとれたカリキュラムの維持、学校による多人種社会におけるニーズへの対応の促進、試験制度の改革、優秀な教員の採用・養成・配置による教育の質の向上、といった方法によって学業水準の向上を図っている。

義務教育において、父兄による学校の選択、学校組織に父兄がかかわりを持つ必要性が、考慮されるようになってきた。同時に、貧しい家庭の優秀な子供達に独立学校 (independent school) に通うための財政的な援助を受ける資格を与えるべきであろう。また、14才から18才の子供達に対する義務教育機関・カレッジでの就職前の教育と職業訓練、並びに義務教育修了時の成績があまり良くない40パーセントの子供達に対して、特別な注意が払われている。少数民族の子供達の教育に関する報告書に対応して、政府はその子供達の潜在的能力を充分に發揮させるための新しい教育政策を打ち出した。また、

教育における重要な目標の一つとして、学校におけるコンピュータ教育の推進があげられる。

継続教育に関する政府の主要な目標は、第一に地方教育部局及びカレッジが、フルタイム・コース（正規の履修コース：full time course）及びパートタイム・コース（聽講生用の履修コース：part time course）の拡充により、学生及びその雇用者の要求に充分応えられること、第二に継続教育と職業訓練に対する参加者の数を増やすことである。さらに政府は、国民の経済的・社会的ニーズを満たすために、質が高く費用効率のよい高等教育を維持し、同時に知識の向上と学問の追究の機会を充分に提供することをめざしている。

●最近の改革

イングランドとウェールズにおいて、2つの新しい法律が国会を通過した。これらの法により、教育の質と幅を向上するための措置、並びに公立学校における父兄の選択肢及び意志決定の委任を拡大するための方策が具体化された。

1986年の「教育（第2）法」（The Education (No 2) Act 1986）は、学校理事会の構成に関する改革、並びに学校理事・地方教育部局・校長の権限の再配分に関する規定を設けた。また、教員の業績の評価、及び教員の内部研修の効率に関する規定も規定した。

1988年7月に通過した「教育改革法」（The Education Reform Act 1988）は、義務教育並びにその後の教育をカバーする広範な方策を含んでいる。同法は、義務教育機関に「ナショナル・カリキュラム」と定期的な「成績評価」を導入することを規定した。また1990年9月以降、セカンダリー・スクールは入学資格のある子供がいる場合、その物理的な許容能力の限界まで生徒の入学を許可するよう定められた。この政策は「オープン・エンロールメント」として知られており、父兄の学校に関する選択肢を拡大することになる。

また88年法は、すべてのセカンダリー・スクール並びに大規模な小学校に対し、教職員の人工費を含む運営費の大部分を管理する責任を与え、また地方団体による管理を拒否する選択権を与えた（7、8頁参照）。さらに同法は、荒廃した都市域に「シティ・テクノロジー・カレッジ」を設立するための規定も設けた（3頁参照）。

スコットランドにおいては1988年に法律が通過し、父兄の学校経営への参加を助長するための学校理事会の設立が規定された（8頁参照）。また、スコットランドの父兄に対し、地方教育部局の統制を離れて、その地域の自主的な学校管理制度を選択するための投票権、及び地方教育部局の管轄外に「テクノロジー・アカデミー」（前出のシティ・テクノロジー・カレッジと同様の役割を担う）を設立するための投票権が与えられた。

北アイルランドにおいては、イングランド及びウェールズに導入した「教育改革法」の主旨に沿って、人種的・宗教的差別を撤廃した「統合教育」（integrated education）の奨励をする意向である（8頁参照）。

「教育改革法」に基づき、高等教育機関に関して、その構造及び財源に関する改革が実施された。すなわち、高等教育機関に関する運営・計画の改善、及び国の経済的かつ社会的ニーズに応えられる柔軟な体制への改善を進めることである。

イングランド、ウェールズ、スコットランドにおいて実施された大学の財源制度に関する改革として「大学補助金委員会」（the University Grants Committee）が廃止され、

新たに「大学財源委員会」(the Universities Funding Council)に置き換えられた。この委員会には各大学への財源配分に関する権限が与えられた。

イングランドにおけるポリテクニック及びその他の主な高等教育カレッジは、地方団体の管轄下から離れ、理事会を持ち独立した学校法人になった。この理事会の委員の半数は、商工業界及び専門職から構成される。大学に対する大学財源委員会と同様、これらの学校法人の活動は「ポリテクニック及びカレッジ財源委員会」(the Polytechnics and Colleges Funding Council)により計画され、資金の供給を受ける。他方、地方自治体の管轄下に残された継続教育及び高等教育のカレッジ等は、地方自治体の管轄外の機関に比べ、年間予算に関して大きな責任を負わされ、またその理事会には多くの経営者を含むことになる。

政府は、大学の正規学部に対する公的な資金のバランスに変更を加える予定である。すなわち、高等教育機関に対する包括補助金と学生の授業料との間のバランスに変更を加え、新たな市場効果を強調しようとするものである。

政府は、スコットランド及び北アイルランドにおける継続教育カレッジに対し、能率性を向上させ、地域の需要に対応するために、その財政能力と管理責任を拡大すると発表した。また、カレッジの理事の少なくとも半数は、卒業生の雇用に関心がある企業等の代表者となる。

●教育と産業の結びつき

教育機関と産業界との相互協力は、産業・貿易のリーダーとしての英国の地位の維持に必要な、若者の技術習得を助長するために不可欠であると考えられている。すでに多くの組織がこうした結びつきを強化しており、さらに拡大するよう奨励されている。

商工業に関する科目は、義務教育機関・カレッジのカリキュラムにおいて重視されており、また企業経営者が、学校理事会に参加することにより、義務教育機関・カレッジ及びポリテクニックの運営に関し、大きな権限を持ってきた。授業と産業との関連性を重視することは、G C S E (中等教育修了試験: General Certificate of Secondary Education) 及び 1988年の「教育改革法」の導入の背景として、極めて重要な考え方である。

1988年の「産業及び教育イニシアティブ」(the Enterprise and Education Initiative)に基づき、政府は次の目標を掲げた。すなわち、毎年、教員の10パーセントにビジネスでの実務を経験する機会を与えること、またすべての生徒が卒業前に適切な職業実習を2週間以上受けること、すべての養成期間中の教員が企業経営者のニーズを正しく理解すること、といった目標である。

「シティ・テクノロジー・カレッジ」は、商工業界からの資金援助を受けて、広範でかつ水準の高い科学技術的・実務的な中等教育を行っている。これらのシティ・テクノロジー・カレッジは国からも援助を受けているが、地方教育部局からは独立している。最初のシティ・カレッジは1988年、ウエスト・ミッドランドのソーリハル(Solihull)に開校した。これに続いて1989年9月までに13校を開校するという計画が発表された。

1988年、政府は「都市開発アクション・プログラム」(都市中心部の再開発計画)の一貫として、「コンパクト・スキーム」(特別契約方式)を導入した。この方式は、企

業経営者、義務教育機関、カレッジ、職業訓練提供者、及び若者が一定の契約に合意し、この契約に基づいて、若者が学校で水準以上の成績を修めた場合、その若者に、契約に参加した企業から雇用及び職業研修に関する優先権が与えられる。こうした契約のうち、40組までが政府の財政的援助を受けられることになっている。

自然科学、工学及び科学技術の分野においては、英国の技術水準の維持を目的として、義務教育後の教育に関する規定の変更が行われた。すなわち、人文科学及び社会科学の代わりに、自然科学、工学、科学技術、あるいは直接的に職業訓練コースを取り入れることである。他方、産業界と高等教育機関に対しては、相互の利益となるよう両者の密接な協力関係が奨励されている。高等教育機関は、政府の「高等教育企業化計画」(Enterprise in Higher Education Scheme)に基づき、学生に対して企業経営訓練(enterprise training)コースを提供するよう求められている。

約40の「サイエンス・パーク」が、高等教育機関と企業の科学者・技術者の協力により建設され、先進技術の開発に貢献している。加えて、「地域技術センター」(regional technology centre)が設立され、その地域におけるカレッジ・ポリテクニック・大学の間の連絡を図り、またそれらの機関と地域の工場との結びつきを促進している。地域技術センターの財源は、高等教育機関に研修生を送る企業の負担金である。1986年に政府が発表した「連結イニシアティブ」(LINK initiative)は、産業と高等教育を結びつけることにより、政府出資の研究開発を商業的に活用することがねらいである。

継続教育における授業科目を経済のニーズに対応させることは、学生が職業人となるための準備を効果的に進める上で重要である。職業訓練及び生涯教育を提供する継続教育機関の役割は、急速な技術革新の現代においてとりわけ重要性を増している。継続教育を奨励するための新しい政府案において、19才までのすべての国民が体系的な教育あるいは職業訓練を受けることが提案された。

2) 行政

教育行政に関する大きな特徴の一つは、教育の提供にかかる責任の大部分が分権化されていることである。イングランドにおける教育の総合的な責任、及びイギリス全体における政府と大学との関係及び政府による援助に関する責任は、教育科学大臣にある。ウェールズ大臣、スコットランド大臣、及び北アイルランド大臣は、担当地域における大学以外の教育に責任を負い、また大学教育に関しては協議を受けることになっている。

国の教育行政機関(イングランドにおいては教育科学省、ウェールズ省、スコットランド教育局及び、北アイルランド教育局)の主な役割は、教育方針の立案、財源の分配、その他の教育関係団体(地方教育部局、教育機関の理事会、教員、教会及びボランティアの機関)への影響力の行使である。また、国の教育行政機関は、教員の養成と研修に関して責任を負っている。

公的資金によって運営されている義務教育機関における教育、及び大学以外の義務教育後の教育に関しては、伝統的に地方団体の教育担当部局が責任を持ってきた。この地方教育部局は、中央政府からの交付金と地方税でその財源を賄なっている(北アイルランドは国からの交付金のみである)。しかしながら、イングランド及びウェールズにおけるこれらの教育担当部局の役割は、1988年の「教育改革法」により修正されることになった。

インナー・ロンドン教育庁（I L E A : Inner London Education Authority、インナー・ロンドンの各バラで教育を提供する団体）の場合には、1990年にそれを廃止することが規定され、教育に関する責任はインナー・ロンドンの各バラに委譲された。

地方教育部局の役割は、教職員の雇用、施設の提供・維持、備品・用具の供給であり、イングランド及びウェールズにおいては、継続教育あるいは高等教育に進学する学生に対してグラン特（21頁参照）を給付する。

大学は自治権をもつ機関であり、その収入の大部分は中央政府からの間接的な補助金である。スコットランドにおいては、イングランドのポリテクニックあるいは教員養成学校（college of education）に相当する教員養成機関である「セントラル・インスティテューション」（the central institution）があり、独立した理事会により運営されている。北アイルランドにおける教員養成学校は、北アイルランド教育局あるいは任意機関により運営されている。

3) 財政

英国の1989～90年における、教育・科学にかかる計画上の支出は、約238億ポンドであり、公共支出計画総額の14パーセント以上を占める。こうした支出総額の約70パーセントは、地方団体によって支出され、地方団体は地域のニーズと状況に従ってそれぞれ独自の支出決定を下す。財源の配分に際しては、学齢期の児童数の変化、過剰となつた義務教育機関の廃止、及び給食や牛乳を提供している地域における経費の節約等を考慮する必要がある。

地方教育部局は、大部分の継続教育課程に対して、直接的な財政責任を有している。政府の支出案では、地方教育部局及びカレッジが、幅の広いフルタイム・コースとパートタイム・コースにより、企業経営者及び学生のニーズに応じられるよう配慮している。

イングランド及びウェールズにおける教育補助金計画に基づき、政府は国の優先順位に基づいて教育関連の支出に対し地方団体を援助することができるようになった。89～90年には、支出総額1億3330万ポンドのうち、8660万ポンドを交付する予定である。この他、約9400万ポンドが「教育改革法」の履行に関する活動にあてられ、この中では、義務教育機関及びカレッジの自主管理に関する援助費（2600万ポンド）、義務教育機関におけるコンピュータ教育費（2220万ポンド）、小学校における自然科学及び科学技術教育費（1010万ポンド）、及びナショナル・カリキュラム関係費（990万ポンド）の支出が予定されている。こうした計画において、それぞれの支出間のバランスをとることは、継続教育及びその他の教育サービスに関して、カリキュラムに基づく教育、教員の業績評価、生徒の成績の記録、多人種社会に対応する教育、及びコンピュータ教育等の活動を通じて教育サービスの能率と効率を高めることが目的である。

大学、その他の高等教育機関、及び学生への奨学金に関する補助金の大部分は国から直接支出される。大学の収入の約55パーセントは公的な資金であり、その大部分は大学財源委員会に対する補助金として支出される。すなわち、政府からの補助金は、この委員会から各大学及び教育機関に分配される。私立のバッキンガム大学は、公的資金からの補助を受けないが、学生は奨学金を申請できる。

国から財源を受けることになった「ポリテクニック及びカレッジ財源委員会」は、「教

育改革法」に基づいて設立され、イングランドで地方教育部局から独立することになった高等教育機関（ポリテクニック及びカレッジ）における上級課程に対して、資金を配分するための委員会である。また、地方団体の管轄下に残されている一部の高等教育機関に対しても財源を配分する。

ウェールズにおける高等教育課程には、引き続き地方団体からの資金が提供される。「スコットランド・セントラル・インスティテューション」による上級課程は、中央政府から直接財源を与えられる。

多くの大学、ポリテクニック、及びその他の高等教育機関は、企業からの要請を受けて職業訓練や研究・調査を請け負っている。また政府は、大学がこれらの企業から一層多くの資金を受けるよう奨励している。現在、大学は研究活動の中から生まれた発明・新案を市場に出す許可が与えられている。また、多くの大学が、寄付、補助金、あるいは財団や篤志家から資金を受けている。地方団体には、その管轄下の継続教育及び高等教育機関を通じて、教育活動の副産物としての商品やサービスを売る権限が与えられた。

2 義務教育機関

父兄には、5才から16才までの子供に、学校あるいは他の場所で十分なフルタイムの教育を受けさせる義務が法により規定されている。英国では約920万人の子供が、3万5400の学校（このうち2万6千校が小学校及び保育園で、5千校が公立のセカンダリー・スクール）に通学している。大部分の児童は公的な資金から賄われる無料の教育を受けるが、一部の児童は公的な援助を受けない独立した学校に通っている。

大部分の小学校は、男女共学である。イングランド及びウェールズでは、公立のセカンダリー・スクールに通学する児童の90パーセント、北アイルランドでは60.5パーセントが男女共学である。スコットランドでは、ほぼ全部のセカンダリー・スクールが共学である。

独立学校（independent school）においては、年少児のための学校のほとんどが男女共学であるが、中等教育の学校の多くは男女別学である。しかしながら、共学の学校数は増加しつつある。

公立学校に通う児童の授業料は無料で、教科書・備品も無料である。但し、北アイルランドにおけるグラマー・スクールの少数の児童は、有料の教育を受けている（予定されている改革により、北アイルランドのグラマー・スクールでの有料教育制度は、廃止されることになろう）。

1) 学校管理

イングランド及びウェールズにおいて公的な資金を受けている学校は、「カウンティ・スクール」〔カウンティ、すなわち県の運営する学校〕と「ボランタリー・スクール」（任意寄付制学校）の2つに大別される。

カウンティ・スクールは、地方教育部局が提供・管理し、その全額を公的な資金によって賄っている。ボランタリー・スクールの多くは宗教団体により設立されたが、現在では同様に全額が公的な資金により運営されている。但し、ボランタリー・スクールの一部では、理事会が出資することもある。イングランドにおける2万3472校の小学校とセカンダリー・スクールのうち、約3分の1がボランタリー・スクールで、そのほとんどはイギリス国教会あるいはカトリック教会の関係である。

公立学校はそれぞれ理事会を持ち、その理事会は地方教育部局の指名による理事、教員、及び父兄代表により構成される。1986年の「教育改革（第2）法」は、大部分の公立学校の理事会に関し、いかなる利益も過半数を占めることのないよう、父兄代表の理事と地方団体から指名された理事を同数にする規定をした。理事会は、学校の基本方針、及びカリキュラムに関する目的と目標の設定に責任を負っている。さらに、理事会は学校規則に関して重大な責任を有し、教職員の採用・解雇に関し大きな発言権を持っている。

イングランド及びウェールズにおける学校理事会は、1988年の「教育改革法」に基づきその権限が拡大され、地方教育部局は、すべてのセカンダリー・スクールと生徒数200人以上の小学校に対し予算管理に関する責任を委任することが規定された。また同法は、イングランドとウェールズのすべてのセカンダリー・スクール及び生徒数300人以上の小学校に対して、父兄の投票により、地方団体の管理を拒否する権限を与え、授業料

が無料で補助金を受ける公立学校（grant-maintained non-fee-paying school）として中央政府から直接的に資金を受けることができるよう規定した。

スコットランドにおいて、公的な資金を受ける多くの学校は、地方教育部局により提供され「パブリック・スクール」として知られている（イングランドにおけるパブリック・スクールという言葉は、独立学校の一類として使われる。10頁参照）。1988年の「スコットランド学校理事会法」（The School Boards (Scotland) Act 1988）に基づき、地方教育部局は、学校の運営・管理を担う学校理事会を設立するよう定められた。この理事会は、選出された父兄、教職員、及び互選された委員により構成される。学校理事会の目的は、父兄が一層深く学校にかかわる機会を提供し、家庭・学校・地域社会間の密接な関係を促進することである。

北アイルランドには、3種類の主な補助金学校（grant-aided school）がある。すなわち、地域教育及び図書館委員会が所有・管理し、支出には全額公的な資金が提供される「コントロールド・スクール」、主にカトリック教会により管理され、大部分が公的な資金で賄われている「ボランタリー・スクール」、並びにカトリック教会あるいは非宗教的な団体により管理され、教育省からの補助金を受ける「ボランタリー・グラマー・スクール」である。

1985年の末以降、すべての補助金学校は、その理事会に選出された父兄及び教員を含むことになった。政府の方針では、地域的な要望がある場合は、学校は新教及びカトリック教の児童に対し統合的な教育を提供するよう奨励している。こうした方針に基づき、慈善団体の援助を受けたいいくつかの統合学校が開校し、また教育省からの補助金により統合的な教育を行っている5つの小学校と2つのセカンダリー・スクールがある。

北アイルランドにおいて政府は、手始めにセカンダリー・スクールに対し財政権限の委任を計画しており、同時に教職員の管理に関する権限も与える予定である。子供の学校選択に関する父兄の自由を拡大するために、学校は定員に余裕がある限り入学を希望する児童に入学許可を与えなければならない。

新教及びカトリック教の子供達に統合的な教育を受けさせるために努力している父兄及び学校を援助する一手段として、父兄の投票によって地方教育部局の管轄を離れ、政府補助金を受ける統合学校の資格を選択できる規定が設けられた。こうした補助金を受ける公立統合教育学校（the grant-maintained integrated school）は、中央政府から直接に資金を受けることになる。

イングランド、ウェールズ、スコットランドにおいて父兄は、子供達の学校を選ぶ法的な権利を有しており、地域レベルでそれを主張する効果的な方法がある（北アイルランドにおいても、この権利を拡大する予定である）。他方、学校は学校自体とその試験結果に関する基本的な情報を公表しなければならない。

2) 保育園及び小学校

5才以下の子供に教育を提供する法的な義務はないが、これまでの政府は幼児教育の拡大に努力してきた。現在の支出計画では、主に小学校関連の余剰施設を流用し、現在提供している幼児教育の水準を保持するか、もしくは若干の増額をすることが認められている。3才及び4才児の約半数が、保育園、あるいは小学校の幼児学級のいずれかにおいて教育を受けている。それに加えて多くの子供が、父兄あるいは「幼児プレイグループ協会」(the Pre-School Playgroups Association)などのボランティア団体により組織された非公式のプレイグループに出席している。

義務教育は5才より開始され、その年齢の子供達は「インファンント・スクール」あるいは「インファント・デパートメント」に通う。また、7才児の多くは「ジュニア・スクール」あるいは「ジュニア・デパートメント」に通う。

イングランド・ウェールズ・北アイルランドにおいて、小学校からセカンダリー・スクールに進学する通常の年齢は11才である。しかしながら、イングランドの多くの地方団体では、5才から8才、9才、10才までの児童に対する「ファースト・スクール」(初級小学校)を設置しており、また「ミドル・スクール」(中級小学校)は8才から14才の多様な年齢をカバーしている。

スコットランドでは、5才から12才までの児童が小学校に通っている。

3) セカンダリー・スクール

公立学校における教育の目的は、すべての子供にその能力に応じた教育を提供することである。イングランド及びウェールズにおける公立セカンダリー・スクールの90パーセント以上の生徒は、「総合学校」(comprehensive school)に通学している。この学校は能力・素質に関係なく生徒を受け入れ、その地域の全部あるいは大部分の子供達に対し、広範な中等教育を提供している。

これらの学校は、多様な方式で編成されている。こうした例として、第1に、11才から18才までの生徒、すなわちセカンダリー・スクールに相当する全ての年齢の生徒を受け入れる学校方式。第2に、ミドル・スクールから12才・13才・14才の時に、「シニア総合学校」(senior comprehensive school)に進学し、16才あるいは18才で卒業する方式。第3に、11才・12才から、16才までの年齢の子供の学校で、16才以上の生徒のための「第6学年」(sixth-form)もしくは「第3カレッジ」(tertiary college)を併有する方式があげられる。この第3カレッジでは、16才以上の生徒に対し多様な職業訓練コースを提供しており、またアカデミックなコースも行っている。これらの学校以外のほとんどの生徒は、11才の時の選抜手続後に振り分けられ、「グラマー・スクール」あるいは「セカンダリー・モダン・スクール」において中等教育を受ける。

「教育改革法」の「オプティング・アウト」(opting-out)規定に基づき、1989年9月までに26校が補助金公立学校の資格を得た。これらの学校は、もはや地方教育部局の保護を受けず、中央政府から運営費を賄うための補助金を受け、理事会によって管理される。

スコットランドにおける中等教育は、ほぼ完全な非選抜制で、大部分の学校が6年制の総合教育を行っている。他方、地域の事情により、4年もしくはそれ以下の課程を持つ総

合学校がいくつもある。これら学校の生徒達は、2年生あるいは4年生修了時に6年制総合学校に編入できる。

北アイルランドでの中等教育は、主として試験制度に基づく選抜制を採用している。しかししながら、非選抜制によるセカンダリー・スクールのある地域もある。

4) 独立学校

「独立学校」(Independent School)は公的資金を受ける制度の対象とはならないが、該当する教育部局に登録の義務を有し、またその監査を受ける。すなわち独立学校は、その土地・建物、設備あるいは教育内容に関し、重大な欠陥がある場合その改善が求められることになり、また教育に不適格とみなされる教職員あるいは学校所有者がいる場合には彼らを除外するよう、当該教育部局から求められることもある。こうした独立学校には、英国の約7パーセントの生徒が在籍している。

2500校の独立学校で、58万人の生徒が教育を受けている。授業料は幅広く設定されており、自宅から通学する幼児の場合には1学期約200ポンド、年長の寄宿生には1学期約2800ポンドの授業料となる場合もある。他方、裕福でない家庭の子供のための援助として各種の奨学金が与えられる。また、これらの生徒に対し地方教育部局の奨学金による援助もあり、これは特に地方教育部局の管轄の学校では個々の生徒のニーズに応えられない場合に適応される。さらに政府による援助としては、教育援助計画(Assisted Places Scheme)があり、父兄の収入に応じた基準により援助が与えられる(280校以上の学校がこの計画に参加している)。また政府は、特定の音楽・バレエ専門学校等の生徒に対し、父兄の収入に対応して授業料を援助する。

独立学校は、小規模の幼稚園から通学生・寄宿生を預かる大規模な学校、また新設校から非常に古い歴史のある学校まで多様である。また、宗教団体や少数民族によって設立された独立学校も数多くある。合計600校の男子校・女子校・共学校は、その生徒に対して、上級の学校に進学するための「パブリック・スクール共通入学試験」(the Common Entrance Examination)の準備のための教育を行うので、「プレップ・スクール」(preparatory school)と呼ばれている。この学校は、通常7才以上から11才・12才・13才までの年齢の生徒を預かっているが、現在のところ多くの学校は年少の生徒に対して「プレ・プレップ課程」(pre-preparatory department)を設置している。

11才・12才・13才から18才・19才までの生徒に対する独立学校の中には、「パブリック・スクール」と呼ばれる約550校の学校がある。今日では、パブリック・スクールという呼び名を使うことは少なくなったが、次の団体に加入する学校を指す。すなわち、「校長協議会」(the Headmasters' Conference)、「学校理事会協会」(the Governing Bodies Association)、「独立学校校長会」(the Society of Headmasters to Independent Schools)、「女子校協会」(the Girls' Schools Association)、及び「女子校理事会協会」(the Governing Bodies of Girls' Schools Association)である。これらの学校とスコットランドのパブリック・スクールとを混同しないように注意すべきである。

5) 特殊教育

情緒疾患、行動疾患、及び心身障害が原因となって学習に困難をきたす場合に、「特殊教育」が行われる。イングランド、ウェールズ、北アイルランドの地方教育部局は、特殊教育が必要な子供を通常の学校で教育する場合、次のことを条件としなければならない。すなわち、父兄の希望を考慮すること、及びその子供のニーズへの対応が他の生徒に対する教育の能率的な提供と財源の有効利用に調和することである。スコットランドでは、地方教育部局と父兄との合意により通学する学校が決定される。

特殊教育を必要とする生徒を受け入れる特殊学校は、通学制及び全寮制を合わせて 1900 校あり、この中にはボランティア団体が管理する学校もある。

6) 教員

公立学校の教員は、地方教育部局あるいは学校理事会により採用される。公立学校及び独立学校を合わせた教員数は約 54 万人で、生徒数と教員数との比率は 17 対 1 である。公立学校の教員は、適切な教育機関で教員としての資格を得なければならない（26 頁参照）。

7) カリキュラム

1986 年の「教育（第2）法」の規定により、イングランド及びウェールズにおける学校長は、当該地方教育部局及び学校理事会の方針を考慮しつつ、その学校のカリキュラムの編成と決定に関し責任を有することになった。政府は、各生徒のニーズに対応し現代社会における要求を満たす広範でバランスのとれたカリキュラムを通じて、教育の機会を最大限に拡大するよう奨励している。

1988 年の「教育改革法」に基づき、89 年 9 月からイングランド及びウェールズの義務教育に、「ナショナル・カリキュラム」が導入された。このカリキュラムには、中心となる教科として英語、数学、自然科学、またその他の基本的な教科として歴史、地理、科学技術、音楽、美術、体育、さらに中等教育の生徒には外国語が盛り込まれた。また、経済及び産業に対する関心は、ナショナル・カリキュラムの全般にわたる極めて重要なテーマである。

子供達の成長度を全国水準に対して比較できるよう、7 才・11 才・14 才・16 才の年齢の子供達が「通常知るべきこと」・「理解すること」・「できること」に関する、達成目標が設定された。このことにより、生徒の成績は達成目標と関連して 4 つの重要な段階（7 才、11 才、14 才、16 才）において評価・報告されることになる。各生徒の成績評価に関して、父兄等に公表する方法や形式を定めた規則が導入されることになっている（17 頁参照）。

宗教教育は、基本的なカリキュラムのひとつとして、すべての生徒に義務づけられている（1944 年の教育法（the Education Act 1944）でも既に義務づけられていた）。しかしながら、宗教教育の授業を子供に拒否させる権利が父兄に与えられている。宗教教育の内容に関しては、地域ごとに決定される。

ウェールズの大部分の学校において、ウェールズ語は、授業における第 1 言語あるいは第 2 言語として教えられているか、もしくは使用されている（ナショナル・カリキュラム

の導入後も、ウェールズ語は、ウェールズ語を話す学校において中心となる教科であり、またその他の学校でも基本的教科とされる予定である）。小学校の80パーセントが、授業中にウェールズ語を使用するか、あるいは第2言語として教育しており、また約90パーセントのセカンダリー・スクールにおいてもウェールズ語は、第1言語もしくは第2言語として教育されている。

スコットランドにおけるカリキュラムの内容及び管理に関する、スコットランド相及び「スコットランド・カリキュラム諮問委員会」(the Scottish Consultative Council on the Curriculum)によるガイドラインが示されているが、その責任は教育部局及び学長に委ねられている。

カリキュラム諮問委員会は、セカンダリー・スクールの学長に対しガイドラインを提示し、中等教育の生徒は広範でバランスのとれた次のような科目で構成されるカリキュラムに従うべきであると提案した。すなわち、英語、数学、自然科学、現代ヨーロッパ語、社会学、科学技術、美術、音楽あるいは演劇、宗教と道徳、体育である。また、5才から14才の年齢層の生徒に対するカリキュラムの内容に関しては、大幅な再検討・改訂が提案されている。

政府はカリキュラムのすべての分野にわたって、ナショナル・カリキュラムの新ガイドラインを示す予定である。また、成績評価に関する新ガイドラインが提示されることになっており、第4学年と第7学年の小学生（通常は8才と12才）に対する英語・数学のスコットランド標準テストの導入が予定されている。法律で承認された後に、小学校での全国的なテストの実施準備が公式に始められる予定である。

16才から18才に対する教育計画の一貫として、短期コースを基本とした柔軟な職業訓練コースが、義務教育機関・カレッジにおいて導入されてきた。これは、ビジネス実務や経営から工学や製造行程にいたる学科を対象としている。こうした職業訓練コースは本来、若者が職業人になるための準備を目標として計画されたが、同時に多くの社会人のニーズ、すなわち、職業訓練の受講、及び学校への復帰にも応えられるよう意図している。これらのコースを修了すれば、国家資格が授与されることになる。

ゲール語を話す地域においては、ゲール語を使った教育に関する規定が設けられている。

北アイルランドでは、小学校及びセカンダリー・スクールのカリキュラムに関する大幅な再検討・改訂の計画が進行中である。この目標は、中等教育の11才から16才の全生徒に対し、カリキュラム全般を通じて特に自然科学及び科学技術の教科を充実させ、経済及びコンピュータに関する認識を高めることにより、教育の質及び社会性を向上させることである。

政府は、すべての補助金公立学校に対し、次の広範な分野を基本とした共通カリキュラムの導入を提案した。その教科は、英語、数学、自然科学と科学技術、環境と社会、創造性と表現力、そして（セカンダリー・スクールの生徒に対しては）言語学の6つである。宗敎教育は、すべての生徒に義務づけられている。

これらの教科については、具体的な達成目標、学習方法、評価方法（8才、11才、14才、16才時に行う）が、それぞれ規定されることになっている。小学校におけるアイ

ルランド語の授業と生徒の成績評価に関する規定が設けられる予定である。さらに、北アイルランドのカリキュラム全般にわたって、職業教育、衛生教育、経済認識、コンピュータ教育、「相互理解のための教育」、文化的遺産に関する教育の6つのテーマが含まれる予定である。

少数民族の子供達の特別なニーズへの対応は、過去20年間以上にわたり地方教育部局により多くの措置がとられてきた。その間、英語を教育することが優先事項とされてきたが、他方、母国語の使用に関し、とりわけ年少児童に対して、多くの注意が向けられるようになった。また、生徒の民族的・文化的背景を学校が考慮することに重点が置かれてきた。すなわち、少数民族の生徒達の成績の向上を図るだけでなく、少数民族出身の子供達に限らないすべての子供達が、多民族社会で生活するための教育を行う方針に変化しつつある。

イングランドにおけるカリキュラムの改訂は、「ナショナル・カリキュラム審議会」(the National Curriculum Council)により進められている。また、ウェールズにおいては、「ウェールズ・カリキュラム審議会」(the Curriculum Council for Wales)が行っている。イングランド及びウェールズにある約500の教員センターにおいて、カリキュラムの改訂作業に関する議論と内部研修が行われている。

スコットランドでは、こうしたカリキュラム改訂作業は「スコットランド・カリキュラム諮問委員会」、また北アイルランドでは、「北アイルランド教育開発審議会」(N I C E D : the Northern Ireland Council for Educational Development)により行われている。政府は、北アイルランドに新たなカリキュラム審議会を設立しようと意図しており、この新しい審議会は、再検討中のカリキュラムを含めてすべてのN I C E Dの機能を引き継ぐことになる。

8) 技術教育及び職業教育イニシアティブ

すべての子供達に、社会人・職業人として必要な技術を含むあらゆる能力を備えさせる必要性から、政府は「技術教育及び職業教育イニシアティブ」(T V E I : the Technical and Vocational Education Initiative)に着手した。これは、1983年にイングランド及びウェールズで、また1984年にスコットランドにおいて開始された。

本来は試験的な一連の計画であったが、1987年に全国的計画として拡大された。この計画は、雇用省の職業訓練局が財政的な援助と管理を行い、教育省及び「教育監察官」(Her Majesty's Inspectorate of Schools)と密接に協力しつつ遂行されている。この計画では、14才から18才の公立学校及びカレッジの生徒の学習に関して現実的でかつ問題解決的な手法が重要であると考えている。またカリキュラム全般を通し、新しい技術の利用を奨励している。1989年9月には、30万人の学生が2千校以上の学校・カレッジにおいてT V E Iに参加している。

9) コンピュータ教育

英国は、教育におけるコンピュータの利用に関し多くの面で世界をリードしてきた。政府は、学校のカリキュラムを通じてコンピュータ技術の利用を発展させ、あらゆる年齢・適性・能力の子供達に対して最大限の利益をもたらすために、1987年、大規模な「5カ年計画」(five-year initiative)を発表した。1988年に開始されたこの計画の当初3年間における主な目標は、学校におけるマイクロ・コンピュータの数の増大、コンピュータ技術の訓練を積んだ指導教員の採用、教員に対する専門教科におけるコンピュータの効果的利用に関する内部研修の提供である。政府はこの計画を援助するために、最初の3年間で9千万ポンドの支出を予定している。

コンピュータ技術の応用は、ナショナル・カリキュラムにおける中心科目・基本科目として、カリキュラムの内容及び達成目標のなかで一つの特徴となっている。政府は、「全国教育資源情報サービス」(the National Educational Resources Information Service) (データ・ベース、17頁参照)に対して41万ポンドを支出し、この情報サービスは、1989年からの3年間で、ナショナル・カリキュラムの全内容、達成目標、及びその報告書を入力することになっている。

「全国教育技術審議会」(N C E T : the National Council for Educational Technology)は、教育に応用できる最新技術に関する評価及び検討のために、政府により設立された。N C E Tは、「教育技術審議会」(the Council for Educational Technology)及び「コンピュータ教育促進課」(the Microelectronics Education Support Unit)の合併により設置され、促進課の機能であったコンピュータのハード及びソフトに関する情報の提供、地方団体に対する援助、並びに教員研修施設における研修の提供を引き続き行う予定である。こうした方法によりN C E Tは、教育及びコンピュータ技術を広範にカバーした高度で専門的な情報の提供を行うことになっている。

10) 英国科学技術学校

独立した教育センターとしての「英国科学技術学校」(British School Technology)は、セカンダリー・スクール及びカレッジにおける科学技術教育を促進するために、通商産業省及び雇用省からの財源により設立された。このセンターは、学校に科学技術教育コースを導入しようと考えている地方教育部局に対する援助、教員研修に関する助言、試験委員会(examination board)との協力による新しい科学技術教育コースの評価、及び英國の学校のための製品、あるいは輸出のための製品の開発に関する企業の新計画に対する助言を行っている。

11) 学校における宗教教育及び礼拝

イングランド及びウェールズにおけるカウンティ・スクールとボランタリー・スクールは、宗教教育及び日常の活動としての礼拝を、父兄により宗教教育を拒否した生徒を除く全生徒に対して行うよう定められている。1988年の「教育改革法」では、カウンティ・スクールでの宗教教育及び礼拝において、キリスト教を重視するよう規定した。同法は、礼拝の条件に関し修正を加え、始業時以外の礼拝を可能にし、グループ単位の礼拝活動にも許可を与えた。カウンティ・スクールでは、またボランタリー・スクールでもしばしば、

地域の合意による授業要綱に従った、宗教の比較研究等を含む無宗派の宗教教育が行われる。こうした授業要綱に関して、地域住民の信仰を考慮に入れた再検討が多くの地域で行われてきた。他方、全てのボランタリー・スクールでは、特定の宗派に属する宗教教育が行われる。

スコットランドの地方教育部局は、学校による宗教的儀式、及び生徒への宗教教育の実施を援助するよう求められている。ただし、父兄は希望により子供に宗教教育を拒否させることができる。ローマ・カトリック教の生徒を対象としている学校でも、生徒の個人的な信教の自由は保証されている。

北アイルランドにおいても、宗教教育が行われなければならない。コントロールド・スクールでは、特定の宗派に属した教育をするかどうかを決定する権限は牧師にあり、他方ボランタリー・スクールでは、宗教教育及び礼拝に関する事柄は、その管理団体により決定されている。新しい法案に基づいて承認された宗教教育の授業要綱は、すべての学校でこれに従う準備がされることになる。各学校は希望により、こうした授業要綱に独自の内容を追加することができる。北アイルランド全域で、個人の信教の自由は引き続き保証される。

12) 試験

イングランド、ウェールズ、北アイルランドにおいて、16才前後のセカンダリー・スクールの生徒が受験する基本的な試験は、「G C S E」(一般中等教育修了証: the General Certificate of Secondary Education)に代表される。これは、1988年に「G C E」(普通教育修了証: the General Certificate of Education)の「Oレベル」(Ordinary level)及び「C S E」(中等教育修了証: the Certificate of Secondary Education)が置き換えられた試験である。

G C S E課程は、1986年に成績水準の向上を図るために導入された。G C S E試験は、通常、中等教育の5年目に受験され、グレードAからグレードGの7段階評価である。G C S EのグレードAからCまでの成績は、G C EのOレベルにおけるグレードAからCまでの成績、あるいはC S Eのグレード1に相当し、またこのグレードは、上級の教育及び職業研修に進級するための資格となる。政府は、G C S Eをナショナル・カリキュラムの第4段階 [stage 4 : 16才時の段階] における達成度評価の手段とする意向である。

G C Eの「Aレベル」(Advanced level)は、通常G C S E後、更に2年間学習した後に受験される。新しい試験方式である「ASレベル」(Advanced Supplementary levels)は、他の試験と並行して導入され、1989年夏に初めて実施された。ASレベルは、イングランド及びウェールズにおいて1987年に最初のコースが開始され(北アイルランドでは1989年から)、第6学年の生徒に対して、以前より広範な科目の学習の機会を提供している。例えば、美術あるいは人文科学を専攻している学生は、新しいASレベルにおいて、数学あるいは科学技術系の科目を続けることができる。ASレベルは、Aレベルと同水準だがAレベルの半分の内容が要求されており、授業時間と学習時間はAレベルの半分とされている。Aレベル、あるいはAレベルとASレベルの混合は、大学、その他の高等教育機関、及び多くの専門的訓練機関への入学に関する基準となる。

「準職業訓練検定証」(the Certificate of Pre-Vocational Education)は、198

6年に初めて授与された。これは、就職あるいは職業訓練コース等に備えるため、義務教育機関及びカレッジにおいて16才以降にもフルタイム・コースを続けたいと希望する生徒のために設けられた。これは「ビジネス実務・技術者教育審議会」(B T E C : Business & Technician Education Council)による資格と同様に、高等教育への進学のための資格となる。検定証は「B T E C」及び「シティ・アンド・ギルド・オブ・ロンドン協会」(the City and Guilds of London Institute)から発行される。

イングランド及びウェールズにおいて義務教育年齢の生徒が受ける全てのG C S E及びその他の資格は、政府によって認定される。こうした資格に関する教科要綱及び評価の手続きは、ナショナル・ガイドラインに従い、「義務教育試験及び成績評価審議会」(the School Examinations and Assessment Council)により承認を受けなければならない。その目的は、資格及び教科要綱の合理的で広範な選択肢を確保することである。これにより広範でバランスのとれたカリキュラムが促進され、ナショナル・カリキュラムが維持される。

この義務教育試験及び成績評価審議会は、イングランド及びウェールズにおける試験及び成績評価のあらゆる側面を、再検討するために設立された。また調査・研究を行い、試験及び成績評価に関して政府に助言する。同審議会は、1988年の「教育改革法」に基づいて設立された「イングランド・ナショナル・カリキュラム審議会」、及び「ウェールズ・ナショナル・カリキュラム審議会」と、義務教育機関におけるナショナル・カリキュラムに関する作業について協力する。

スコットランドにおける公的な試験制度は、その他の地域と全く異なっている。スコットランドの生徒は、中等教育の4年目(イングランド及びウェールズでの5年生に相当する)、すなわち「普通課程」(Ordinary grade)の時点で、「S C E」(スコットランド教育修了証: the Schottish Certificate of Education)を受験する。中等教育の5年生・6年生は、S C Eの「高等課程」(Higher grade)で学習を続け、この課程の修了が大学・カレッジ・専門的訓練機関への基本的な入学資格となる。高等課程で主要な学習を修了し、特定の科目の勉強をさらに続けたいと考えている生徒には、6年生修了試験(C S Y S : the Certificate of Sixth Year Studies)がある。

普通課程に代わる、新しい標準課程の試験が導入されることになっている。これらは、全ての能力水準に対応しており、またすべての生徒は、国の決定した成績標準に応じた試験によって成績評価されることになる。高等課程修了試験及び6年生修了試験には、この成績標準と対応させるための再検討が加えられる予定である。

スコットランドにおける上級課程以外の継続教育の改革に関する政府案に基づいて、1984~85年に「国家資格」(the National Certificate)が導入された。これは、短期コースを基本とした職業訓練コースの課程を修了した16才以上の生徒を対象にしている(12頁参照)。こうした短期コースは、現在、義務教育機関における14才から18才の年齢層の生徒に対しても利用されている。また、義務教育機関においてとりわけ、その他の短期的な単位を基本としたコースが考案されている。

北アイルランドに関する政府は、「北アイルランド義務教育試験及び成績評価審議会」(Northern Ireland School Examinations and Assessment Council)を新たに設立し、「北アイルランド試験審議会」(the Northern Ireland School Examinations Council)の役割を引き継がせる予定である。また、新しい審議会は、新しい成績評価に関する責任も負うことになっている。

13) 成績の記録

ナショナル・カリキュラムの科目に関して生徒の成績を報告する制度は、1991年から導入されることになっており、これによりイングランド及びウェールズの父兄は年度ごとの成績表を受けとることになる。スコットランドの成績表制度は、父兄に対して子供達の進歩が一層明らかになるよう改善される予定である。また、北アイルランドでは、全ての生徒に対して、小学校及びセカンダリー・スクールを卒業する時点の成績表が発行されることになっている。

14) 教育の標準

「教育監察官」は、すべての義務教育機関（並びに大学以外の継続教育・高等教育機関の大部分）において提供されている教育の質に関する報告書を大臣に提出し、地方教育部局、学校、及び政府に対して助言を与える。また、個々の教育機関に関する監察報告書は公表される（北アイルランドは除外）。同様に、地方教育部局は、公立学校に関する助言を得ることを目的として、教育監察官あるいは教育アドバイザーを採用することができる。

「成績評価局」(the Assessment of Performance Unit: 義務教育試験及び成績評価審議会の1部局、16頁参照)は、生徒の成績評価方法の開発を促進し、生徒の学業成績を調査する。この成績調査は、イングランド、ウェールズ、及び北アイルランドにおいて、英語及び数学に関し11才と15才の生徒について行われている。また、自然科学に関しては11才、13才、15才の生徒に、第1外国語に関しては13才の生徒に対して調査が行われる。デザイン及び科学技術に関しては、1988年に15才の生徒に対して成績調査が実施された。スコットランドにおいては、学業成績の評価に関する調査は、8才、12才、14才の生徒の英語及び数学の達成度について実施された。

15) その他の教育援助

教員及び生徒は、指導及び学習の過程において多様な補助教材を利用している。政府により出資された「全国教育資源情報サービス」を通じ、学校は広範な種類の指導教材を見つけ出すことができるようになった。大部分の学校は、視聴覚機器として、スライド映写機やオーバーヘッド・プロジェクターを備えており、また教育放送はとりわけ重要な視聴覚教材である。毎年450時間以上の教育ラジオ、850時間以上の教育テレビが、BBC及び民間放送会社により全国的に放送されている。教員用資料、生徒用パンフレット、及びコンピュータのソフトウェアが、これらの放送に加えられる。事実上すべての小学校及びセカンダリー・スクールが、現在マイクロ・コンピュータを備え、コンピュータ学習の教材として利用している（14頁参照）。

16) 職業教育及び職業相談

義務教育機関（及び継続教育・高等教育機関）において、職業教育は一層重要性を増してきた。職業教育は、若者の継続教育・高等教育、及び就職に関する認識、並びに卒業後の生活に備えるための全般的な援助を増進することが目標であり、結果として学校と職業訓練の結びつきを深めることになった。地域レベルにおける職業訓練には、政府の「職業情報センター」(the Government's Careers and Occupational Information Centre)が作成した職業情報資料が役立っている。政府は、大学・ポリテクニック・カレッジの学生に対して、コンピュータによる就職案内の開発に資金を提供している。

17) 生徒の健康及び福祉

集団的なゲームを含む体育教育は、全ての公立学校のカリキュラムの一部であり、8才以上の生徒には、運動場を利用した体育教育が提供されなければならない。大部分のセカンドナリー・スクールは、体育館を備えている。

政府の医療保健省は、生徒に対する健康診断、健康相談、及び学齢期の生徒に対する医科的・歯科的治療に関して責任を負っている。また政府は、青少年による麻薬誤用の予防及び処置、並びにエイズの予防に関する任務を教育が負っていると考えている。

地方教育部局は、その管轄する学校での牛乳・給食・その他のおやつの提供、及びそれらに対する料金に関し自由に決定できる（北アイルランドでは、小学校に対する給食の提供は義務である）。しかしながら、社会保障制度から何らかの手当を受けている家庭の子供は、これらの料金を無料にするよう法により規定されている。

地方教育部局は特定の状況において、無料で生徒を送迎しなければならない。また通学に関する費用の補助に関して、地方教育部局が裁量権を持っている。

英国の公立学校において、体罰は法により禁止されている。